

法律に定められた事項以外は、広告できません。

【あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律】

広告できる事項	根拠法令等
1. 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所(※1) 2. 法第1条に規定する業務の種類 3. 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項 4. 施術日又は施術時間 5. その他厚生労働大臣が指定する事項(※2)	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律 (昭和22年法律第217号)第7条
<p>備考</p> <p>※1【「施術者である旨」に含まれる表現】 あん摩マッサージ指圧師(厚生労働大臣免許)、はり師(厚生労働大臣免許)、きゅう師(厚生労働大臣免許)を広告し得るものと整理した。</p> <p>※2【その他厚生労働大臣が指定する事項】</p> <ol style="list-style-type: none">1 もみりようじ2 やいと、えつ3 小児鍼(はり)4 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律 第9条の2 第1項前段の規定による届出をした旨 ※35 医療保険療養費支給申請ができる旨(申請については 医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)6 予約に基づく施術の実施7 休日又は夜間における施術の実施8 出張による施術の実施9 駐車設備に関する事項	<p>※1 あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゅう業又はこれらの施術所に関する広告について (平成20年 7月8日 厚生労働省医政局医事課 事務連絡)</p> <p>※2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条第1項第5号の規定に基づくあん摩業等又はこれらの施術所に関して広告し得る事項 (平成11年3月29日 厚生省告示第69号)</p> <p>※3 第9条の2 施術所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、業務に従事する施術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。その届出事項に変更を生じたときも、同様とする。</p>